

しんぜんケアプランセンター
指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人親善福祉協会が設置する居宅介護支援センター（以下、「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族等の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- 1 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営む事ができることを目標とする。
- 2 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称：しんぜんケアプランセンター
- 2 所在地：横浜市泉区西が岡1丁目29番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤1名（主任介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 2 主任介護支援専門員 常勤2名以上（1名は管理者と兼務）
主任介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整等、介護支援サービスの提供にあたる。また、他の介護支援専門員の指導・育成を行う。
- 3 介護支援専門員 常勤2名以上
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整等、介護支援サービスの提供にあたる。
- 4 事務職員 非常勤1名以上
居宅介護支援に係わる事務を行う。

(営業時間)

第5条 事業所の営業時間は次のとおりとする。

営業時間：午前9時から午後6時までとする。

ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。

なお、土日および祝日は当番制にて対応する。

※ 上記業務時間以外の緊急時には、必要に応じて24時間対応する体制を整えている。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 相談体制

居宅サービス計画の作成依頼等に対する相談については、当該事業所窓口及び電話での受付とし、利用者及びその家族等の意見を尊重の上、居宅サービス計画原案を作成する。

2 居宅サービス計画の作成

(1) 計画の作成にあたっては、利用者宅その他必要と認められる場所を訪問の上、状況調査を行うものとする。

(2) 居宅サービス計画原案を、利用者及びその家族等に説明し、文書等により同意を得ることとする。

3 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者宅その他必要と認められる場所を訪問の上、利用者及びその家族等と面接して行うものとする。

(2) 利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 使用する課題分析票は独自方式を用いる。

4 サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地からの意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事業所内又は利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族等に対して、説明し、文書により同意を得るものとする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

(1) 居宅サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握する為、居宅訪問による面接調査を行う。

(2) 当該計画作成後においてもサービスの実施状況等を把握し、サービス計画の変更等、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(3) 利用者が居宅において、日常生活を営むことが困難となった場合または利用者が介護保険施設への入所を希望した場合においては、介護保険施設への紹介等の便宜を提供する。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの支払は受けないものとする。
- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う居宅サービス計画の作成に要した交通費は、公共交通機関を利用した実費を徴収する。また、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから、片道1km毎に100円の料金とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して、事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨、文書に署名(記名)を受けることとする。

(事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、横浜市泉区・戸塚区・瀬谷区・旭区とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録を行うものとする。
 - 3 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情・ハラスメント対応)

- 第11条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決にむけて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族等に説明するものとする。
- 2 利用者は、提供された居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者・市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申立等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱をしない。

(虐待の防止)

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発の防止をするため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- 2 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体的拘束等の適正化の推進)

第13条 事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行わないこととする。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがある。

- 一 切迫性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
 - 二 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
 - 三 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとする。
- 2 必要最小限の範囲で身体拘束等を行う場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、2年間保存する。
 - 3 事業所として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行う。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染対策委員会等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が知り得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族等の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執

務体制についても検証及び整備する。

2 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後6カ月以内 |
| (2) 倫理及び法令遵守・プライバシー保護に関する研修 | 年1回 |
| (3) 虐待防止に関する研修 | 年1回 |
| (4) 身体拘束等の廃止のための取り組みに関する研修 | 年1回 |
| (5) ハラスメントに関する研修 | 年1回 |
| (6) 認知症ケアに関する研修 | 年1回 |
| (7) 介護予防に関する研修 | 年1回 |
| (8) 感染症に関する研修 | 半年1回 |

3 事業所は、設備・備品・職員・会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画・サービス担当者会議録・その他指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。

4 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌3月31日の会計期間とする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、適宜、社会福祉法人親善福祉協会理事長と担当理事及び事業所の管理者で協議の上、定めるものとする。

6 この事業の実施にあたっては、地域の医療・保健・福祉サービス、関係市町村との密接な連携に努める。

附 則

この規程は、平成12年 1月 4日より施行する。

この規程は、平成16年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成24年10月 1日より施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成25年12月 1日より施行する。

この規程は、平成26年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成28年11月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成29年11月 1日より施行する。

この規程は、平成29年12月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 1月 1日より施行する。

この規程は、平成30年10月 1日より施行する。

この規程は、平成30年11月 1日より施行する。

この規程は、令和 元年 5月16日より施行する。

この規程は、令和 元年 6月 1日より施行する。
この規程は、令和 元年 6月 16日より施行する。
この規程は、令和 元年 7月 1日より施行する。
この規程は、令和 元年 12月 1日より施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 3年 7月 10日より施行する。
この規程は、令和 4年 2月 1日より施行する。
この規程は、令和 4年 3月 1日より施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 4年 7月 10日より施行する。
この規程は、令和 4年 9月 1日より施行する。
この規程は、令和 5年 7月 16日より施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 7年 2月 5日より施行する。